

ご説明資料

令和5年6月

大阪IRのデザイン無断使用と考えられる事案について

＜概要＞

- 大阪IRの認定後の4月14日深夜に、大阪府市が提供するIRの動画等に、美術家の奈良美智さんや村上隆さんの作品と酷似したデザインが使用されている旨の報道あり。(奈良美智さん自身もSNSで同日に指摘)
- 4月17日に大阪府市・IR事業者等において、著作者からの利用許諾の承諾を得ていない可能性が高いこと、関連する動画等の公開を一時停止すること、再発防止策を講ずるといった内容の報道発表を実施。
- 著作者への利用許諾の取得状況について現在も調査中の状況。

＜時系列＞

- | | |
|-----------|--|
| 2021年7～9月 | MGM・オリックスコンソーシアム(MGMリゾーツ・インターナショナルとオリックスにより構成)が当該画像を含むパース絵・動画を大阪府・市へ提出 |
| | 大阪府市が当該画像を含むパース絵・動画を公表資料(HP)に掲載 |
| 10月 | 第三者から使用許諾について指摘を受け、大阪府市が事業者側に確認したところ、事業者は「利用許諾を適切に取得している」と回答 |
| | |
| 2023年4月 | |
| 14日 | 奈良美智氏が自身の作品が無断使用されているのではないかという趣旨をSNSに投稿
朝日新聞が「大阪IRがデザインを無断使用したと疑われる」と報道 |
| 17日 | 大阪府市・IR事業者等が共同で報道発表 |
| 18日 | 大阪府知事が関係者に謝罪 |

大阪府報道発表資料(2023年4月17日)(1／2)

大阪IRに関する動画等に含まれる第三者著作物の取扱いについて

大阪府、大阪市(以下「大阪府・市」といいます。)及び大阪IR株式会社が、大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備(以下「大阪IR」といいます。)の推進にあたり使用している動画・資料(以下「本件動画等」といいます。)に含まれる一部著作物(以下「本件著作物」といいます。)について、先般、著作者等からの利用許諾が適切に取得されていない旨を指摘する新聞報道等があつたところです。

本件動画等は、大阪IRの推進にあたり、大阪府・市ホームページで公表及び報道機関に提供(以下「公表等」といいます。)しているものですが、それらは、大阪IRの事業者公募及び各種手続きあるいは府民・市民への説明等に使用するため、MGM・オリックスコンソーシアムが作成し、公表等を前に提出・提供を受けたものです。

本件動画等の作成・提出等に当たっては、事業者公募の募集要項等において、知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならないことを定めた上で、当該規定を遵守した上での適切な対応をMGM・オリックスコンソーシアム及び大阪IR株式会社(以下「大阪IR株式会社等」といいます。)に求めて参りましたが、新聞報道等を踏まえ、改めて、大阪IR株式会社等に対して本件著作物の権利関係の確認を行いましたところ、引き続き調査中ではありますが、著作者等からの利用許諾を得ていない可能性が高いとの報告がありました。

そのため、本件動画等のうち本件著作物が含まれるものについては、大阪府・市ホームページから削除し、及びその利用を停止することとしましたのでお知らせします。

財産権の適切な取扱いの重要性を十分に認識し、著作物等の利用に係る権利関係の確認・把握を徹底するよう大阪IR株式会社等に要請するとともに、引き続き事実確認を進めてまいりますが、このような事案が生じましたことを深くお詫びいたしますとともに、アーティスト及びクリエーターの方々の権利保護や知的大阪府・市として、第三者の権利利益の侵害が生じることのないよう、今後、対応を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

また、今般の事案を重く受け止め、大阪府・市ホームページ等で公表している大阪IRに関する他の本件動画等につきましても、改めて、第三者の著作権等の関係上利用に問題がないか再確認を進めており、個々の動画・資料等ごとに、利用に問題ないことが確認できたものを除き、一時的に公表等を控えさせて頂くことといたします。

1. 大阪府・市が公表等を行った本件動画等のうち、本件著作物が含まれているもの

- (1)令和3年(2021年)9月28日付公表 提案概要(MGM・オリックスコンソーシアム)
- (2)令和3年(2021年)9月28日付公表 知事会見フリップ(設置運営事業予定者の選定)
- (3)令和3年(2021年)9月28日付実施 知事会見で放映した大阪IRの動画
- (4)令和3年(2021年)12月23日付公表 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画【概要版】
- (5)令和4年(2022年)2月16日付公表 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画【概要版】
- (6)令和4年(2022年)4月25日付公表 大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画【概要版】
- (7)令和3年(2021年)9月～10月に報道機関に提供した「大阪IRの動画」及び「関西ツーリズムセンターのイメージパース」

大阪府報道発表資料(2023年4月17日)(2／2)

2. 募集要項等における知的財産権に関する規定

■大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 募集要項(抜粋)

第13 応募に関する留意事項

4. 提案書類の取扱い

(1)知的財産権

提案書類に関する著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権は、当該提案書類を提出した者その他権利を有する権利者に帰属する。提案書類の作成・提出等に当たっては、知的財産権を含むいかなる第三者の権利利益も侵害してはならない。

■大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 基本協定書(2022年2月15日付け締結・大阪府、大阪市、大阪IR株式会社)(抜粋)

第3条(基本的合意)

1(省略)

2 SPCは、設置運営事業予定者が、募集要項等に記載された条件を遵守の上、府及び市に対し、提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

第26条(知的財産権等の帰属等)

1 府又は市が、本件手続の遂行の過程においてSPC又は設置運営事業予定者に対して提供した情報、書類又は図面等(府又は市が著作権を有しないものを除く。)の知的財産権は、これらを提供した府又は市に帰属する。但し、SPCは、事前に府及び市の書面による承認(府及び市は合理的理由なくかかる承認を拒絶、拒否又は留保しないものとする。)を得た上で、本基本協定及び実施協定の遂行のために当該知的財産権を使用することができる。

2 SPC又は設置運営事業予定者が、本件手続の遂行の過程において府又は市に対して提供した情報、書類又は図面等(SPC又は設置運営事業予定者が知的財産権を有しないものを除く。)の知的財産権は、これらを提供したSPC又は設置運営事業予定者に帰属する。但し、府又は市は本基本協定及び実施協定の遂行のために、又は公益上必要と認める場合において、当該知的財産権を無償で使用することができる。なお、本項の規定はSPC又は設置運営事業予定者が、府又は市に対して、商標の使用を許諾するものと解釈してはならない。

3 前二項に定めるSPC又は府若しくは市による情報、書類又は図面等の使用に関し、府、市又はSPCは著作権法で定義される著作者人格権を行使せず、これらの著作者(設置運営事業予定者を含む。)にせず、これらの著作者(設置運営事業予定者を含む。)に著作者人格権を行使させない。

4 SPCは、SPC又は設置運営事業予定者が、本件手続の遂行の過程において府又は市に対して提供した情報、書類又は図面等について第三者との間で知的財産権その他の権利及び利益に関する紛争が生じた場合には、自己の責任及び費用負担でこれを解決するものとする。この場合、SPCは府及び市に対し、直ちにその紛争又は紛争のおそれについて報告し、府及び市の要求する情報を合理的な範囲で提供するものとする。

日本MGMリゾーツ報道発表資料(2023年4月17日)

大阪IRに関する動画等に含まれたデザインについて

合同会社日本MGMリゾーツ

今般、MGM・オリックスコンソーシアムが大阪府・市様にご提出した大阪IRの動画及びパース図中に、複数の既存の芸術作品のデザインが含まれており、当該作品の著作権者から使用を承諾していない旨のご指摘がございました。当時の権利処理の状況等につきましては引き続き調査中ですが、当社は、ご指摘のとおり、しかるべき承諾を得ていない可能性が高いと考えております。

当社が長年敬意を表しているアーティストの作品を、このように不適切な形で使用したことにつき、心よりお詫び申し上げます。今回の使用は、ひとえに当社の不注意によるもので、決して適切な手続を経ることなく無断で使用する意図はございませんでした。当社は、当該動画の使用を既に中止しており、MGM Resorts Group及び大阪IR株式会社において、今回の使用がなされておりましたあらゆる動画等の削除を進めております。

MGMは、芸術や文化の領域における日本の豊かな遺産とその素晴らしさを、より多くの方々に知ってもらうべく、MGMのリゾートにおいて、日本のアーティストや文化を積極的にサポートして参りました。アーティストに深い敬意をもちながら、今回の事態に至ったことを、重く受け止め、深く反省しております。当社は、引き続き調査を進めるとともに、徹底した再発防止策を講じて参ります。

大阪IR株式会社

当社が推進しております大阪IRに関し、MGM・オリックスコンソーシアムが大阪府・市様にご提出した大阪IRの動画及びパース図中に複数の既存の芸術作品のデザインが含まれており、当該作品の著作権者から使用を承諾していない旨のご指摘を受けておる件につきまして、合同会社日本MGMリゾーツが、引き続き調査中であるものの、ご指摘のとおり、しかるべき承諾を得ていない可能性が高い旨のプレスリリースを公表しております。

当社と致しましても、今般の事態は大変遺憾であり、関係者の皆様に心よりお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、再発防止の徹底に向けて努めてまいります。詳しくは、合同会社日本MGMリゾーツのプレスリリースをご覧下さい。

<https://www.mgmresorts.co.jp/news/1125>

オリックス報道発表資料(2023年4月17日)

大阪IRに関する動画等に含まれたデザインについて

今般、MGM・オリックスコンソーシアムが大阪府および大阪市に提出した大阪IR の動画およびパース図中において、複数の既存の芸術作品のデザインが含まれており、作品の著作権者から使用を承諾していない旨のご指摘がありました。

本動画とパース図における芸術作品の使用については、その権利処理を含め大阪IR の共同事業者である日本MGM リゾーツの親会社のMGM リゾーツインターナショナルが担当したものでしたが、現時点までの調査の状況に鑑みるとしかるべき承諾を得ていない可能性が高い旨のプレスリリースを日本MGM リゾーツが公表しております。

当社といたしましても、今般の事態は大変遺憾であり、著作権者および関係者の皆さんに多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

当社は今回の事態を重く受け止め、MGM、大阪IR 株式会社と共に再発防止の徹底に向けて努めてまいります。

詳しくは、合同会社日本MGM リゾーツのプレスリリースをご覧下さい。

以上

(参考)著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)(1／3)

第一章 総則

第一節 通則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

三～十の三 (略)

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二～十四 (略)

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ・ロ (略)

十六～二十五 (略)

2～9 (略)

第二章 著作者の権利

第三節 権利の内容

第一款 総則

(著作者の権利)

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行を也要しない。

(参考)著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)2／3

第二款 著作者人格権

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

2～4 (略)

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 (略)

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

第五款 著作権の制限

(美術の著作物等の原作品の所有者による展示)

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。

2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常に設置する場合には、適用しない。

(公開の美術の著作物等の利用)

第四十六条 美術の著作物でその原作品が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合

(参考)著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(抄)(3／3)

第七節 権利の行使

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3～6 (略)

第八章 罰則

第一百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に定める私的使用的目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第八項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)

二～六 (略)

3～5 (略)

第一百二十三条 第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条の二第三号から第六号まで、第百二十二条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 (略)

第一百二十四条 法人の代表者(法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十九条第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 第百十九条第二項第一号若しくは第二号又は第百二十条から第百二十二条まで 各本条の罰金刑

2～4 (略)

大阪IR株式会社の体制

商号	大阪IR株式会社
本店	大阪市北区中之島三丁目3番23号
会社成立の年月日	令和3年12月23日 成立
目的	<ul style="list-style-type: none">(1)カジノ施設の設置運営(2)国際会議場施設の設置運営(3)展示施設及び見本市場施設その他の催しを開催するための施設の設置運営(4)日本国の観光の魅力の増進に資する施設の設置運営(5)日本国内における観光旅行の促進に資する施設の設置運営(6)宿泊施設の設置運営(7)飲食施設、エンターテイメント施設、リテール施設、スパ施設及びこれらと類似する施設の設置運営(8)前各号に附帯又は関連する一切の事業
発行済株式の総数並びに種類及び数	1万7300株
資本金の額	金4億3250万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、取締役全員の承認を要する。
役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none">代表取締役 エドワード・バウワーズ代表取締役 高橋豊典

出所:要求基準7添付書類(履歴全部事項証明書)